

2026年10月施行カスハラ対応義務化 ～企業内弁護士が教える法改正対応の勘所～

2026年10月施行の改正労働施策総合推進法により、全企業に「カスハラ防止措置」が義務化されます。本セミナーでは経営者が押さえるべき3つの重要点を企業法務に精通した弁護士が解説します。

- ・**体制整備の義務化**: 相談窓口の設置やマニュアル作成など、組織的な対応が必須になります。
- ・**判断基準の明確化**: 「正当なクレーム」と「カスハラ」の境界線を定義し、社内で共有します。
- ・**従業員の保護**: 被害者のメンタルケアや、会社として従業員を守る安全配慮義務が求められます。



2026年7月15日(水) 14:00~15:00 (受付開始 13:50~)

プログラム

1. 法改正の論点・カスハラ防止義務化の概要とは
改正労働施策総合推進法のポイント解説
2. 弁護士が推奨する組織的対応マニュアル
就業規則への明記と「会社方針」の打ち出し方
3. 悪質クレーマーへの法的措置と初動対応
要求を拒絶・遮断すべきタイミングの判断基準
4. 従業員保護と安全配慮義務・リスクマネジメント
離職防止と生産性を維持するためのカスハラ対策

おすすめの事業者さま

2026年10月の義務化に向け、「具体的に何をすべきか」を知りたい経営者さまは必見です。

現場にクレーム対応を丸投げしている現状を打破し、組織として毅然と対応するための法的基準を明確にしたい方、また、カスハラによる貴重な人材の離職を防ぎ、従業員が安心して働ける環境を整えたい方に最適な内容です。

法改正を機に、リスクに強い組織体制と採用ブランディングを両立させたい経営者さまのご参加をお待ちしております。

講師

株式会社船井総研ホールディングス
リーガルコンプライアンス部
部長 弁護士 森田 慈心 氏



2023年4月、株式会社船井総研ホールディングスに入社。2025年1月より同社リーガルコンプライアンス部部長に昇格。事業会社での多岐にわたるバックオフィス実務経験と法務改革の知見を活かし、グループ全体のコンプライアンス推進・法務体制の強化に従事している。2026年に法務向け「会社法務研究会」を発足。HP :

<https://lpsec.funaisoken.co.jp/study/samurai271/139968/>

開催概要

開催方法 オンライン (Cisco Webex)

定員 先着200名さま

申込期限 2026年7月13日(月)

申込方法 京都銀行のホームページよりお申し込みください。
<https://www.kyotobank.co.jp/houjin/seminar/>



※事前申込をいただいた方に限り、参加URL等をメールで開催日前日までに送信させていただきますので、**お申込みの際に必ずメールアドレスをご登録ください。**セミナーの内容により、同業他社の方のお申込み等はお断りさせていただく場合がございます。

※迷惑メール対策により、申込受付や参加案内メールが「迷惑メールフォルダ」に振り分けられたり、届かない場合があります。下記のドメインからのメールを受信可能に設定してください。
申込受付時: @kyotobank.co.jp 参加案内メール: @webex.com

※申込フォームにご入力いただきましたお客さまの個人情報は、本セミナーの主催者・共催者・講師と共有するとともに、主催者の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。京都銀行の個人情報の取扱いについては、当行ホームページの「プライバシーポリシー」をご確認ください。

お問い合わせ

京都銀行 京銀デジタルコネクト左京

TEL. 075-366-5330 受付時間 10:00~16:00(月~金)※ただし、銀行休業日は除きます。